

国立大学法人京都大学災害補償規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、<u>事務職員(特定業務)</u>、有期雇用教職員、時間雇用教職員、外国人教師及び招へい研究員(以下「教職員等」という。)が業務上の災害(負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。)若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償(以下「法定外補償」という。)について定めることを目的とする。)</p> <p>(後略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、<u>支援職員</u>、有期雇用教職員、時間雇用教職員、外国人教師及び招へい研究員(以下「教職員等」という。)が業務上の災害(負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。)若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償(以下「法定外補償」という。)について定めることを目的とする。</p> <p>附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>